

○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
別表（第 3 関係）						別表（第 3 関係）					
事業等	事業等又は 補助対象事 業の区分	採択基準等	補 助 率		摘要	事業等	事業等又は 補助対象事 業の区分	採択基準等	補 助 率		摘要
			都府県	北海道					都府県	北海道	
(1) ～ (11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(1) ～ (11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(12) 都 道府県 が行う 水利施設 管理強化 事業、市 町村及び 土地改良 区等が行 う水利施設 管理強化 事業に 要する経 費に 対し都府 県が補助 する事業	水利施設管 理強化事業 1 ～ 5 (略) <u>6 省エネ ルギー化 推進型</u>	(略) <u>水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事 務次官依命通知) 第 2 の 6 に掲げる 事業に該当するも の。</u>	(略) <u>定額</u>	(略) <u>定額</u>		(12) 都 道府県 が行う 水利施設 管理強化 事業、市 町村及び 土地改良 区等が行 う水利施設 管理強化 事業に 要する経 費に 対し都府 県が補助 する事業	水利施設管 理強化事業 1 ～ 5 (略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	
(13) ～ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(13) ～ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(備考1)～(備考6)(略)

別記様式第1号(第4関係)(略)

別紙第1
(略)

別紙第2
経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
都道府県営事業の場合

事業名			地区名		施行 年度	(合計) 年度～年度 年度～年度		受益 面積	ha						
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国補 助金	国補 助率	国補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町 村費	土地改良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注)(略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除

(備考1)～(備考6)(略)

別記様式第1号(第4関係)(略)

別紙第1
(略)

別紙第2
経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
都道府県営事業の場合

事業名			地区名		施行 年度	(合計) 年度～年度 年度～年度		受益 面積	ha						
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国補 助金	国補 助率	国補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町 村費	土地改良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注)(略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除

く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地

く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用及び包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費

中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶
及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基
盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化
の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

2～13 （略）

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度		年度～ 年度					
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、
材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつ
ては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、
測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、
船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除
く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しく

及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地
の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

2～13 （略）

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度	年度～ 年度						
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町 村費	土地改良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、
材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつ
ては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、
測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、
船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除
く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しく

は製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、管理支援費(操作運轉費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の發揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の發揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、

は製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、管理支援費(操作運轉費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の發揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の發揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用及び包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手へ

船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。 3～14（略） 別紙第3～別紙第6 （略）	の農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。 3～14（略） 別紙第3～別紙第6 （略）
---	---

附 則

この通知は、令和7年6月2日から施行する。